

別紙5 施設別シート（中央公園）

1 施設の情報

名 称	中央公園
設置目的	尼崎の都心の玄関口に当たり、多くの人が集い、憩い、交流し、周辺の各所へ向かう核として、尼崎ならではの都市魅力を創出し、発信する場としての活用を目指す。
所在地	尼崎市神田北通1丁目9番地 神田中通1丁目4
面積	敷地面積 14,990 m ² 、建築面積 757 m ² 、建物延面積 2,793 m ²
構造	管理棟：鉄筋コンクリート造地下2階地上1階建ての全部
竣工年月日	昭和28年5月20日（平成10年8月22日全面改修）
施設概要	一般園地（8,090 m ² ）、管理棟、人工地盤（6,200 m ² ）、階段広場（700 m ² ） 水景施設（4箇所）
設備概要	照明設備一式、水景施設一式、昇降機設備一式（エレベーター2基、エスカレーター）、防犯設備一式、自動ドア一式、高圧受変電設備一式、消防設備一式（自動火災報知機、排煙設備）、時計設備一式、換気設備一式、音響設備一式、空調設備一式、呼出設備一式、警報設備一式、自家用電気工作物一式、自動灌水装置一式
その他	

2 主な管理の条件及び管理の基準等

指定管理者が行う業務	<p>尼崎市都市公園条例第26条各号に掲げる以下の業務とする。（以下、条例抜粋）</p> <p>(1) 中央公園においてする行為（都市公園条例第3条第1項各号並びに第5条第5号及び第7号に掲げる行為に限る。）、その取消しその他中央公園の利用に関する事。</p> <p>(2) 中央公園においてする行為（都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為に限る。）及び中央公園の利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関する事。</p> <p>(3) 中央公園の施設及び付属設備の維持管理に関する事。</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p>
指定管理者に期待する事項	<p>管理業務とは別に（管理業務の実施に当たっては）次の事項を期待する。</p> <p>(1) 利用者が公平かつ平等に利用できるよう十分に配慮するとともに、創意工夫をもって管理運営を行うこと。</p> <p>(2) 中央公園の特徴を十分に理解し、中央公園を常に良好な状態に保つよう、維持管理を行うこと。</p> <p>(3) コロナ禍以前の従来通りの公園利用を想定した上で、利用促進や有効</p>

	<p>活用など、市民サービスの向上や施設の魅力向上につながるような提案及びコロナ禍をふまえた新たな公園利用を想定した提案</p> <p>(4) 中央公園、尼崎城址公園及び庄下川東広場の一体的な活用を行うこと。</p>
開館時間	<p>(1) 管理棟管理事務所 年中無休、開設時間は午前7時30分から午後11時30分まで。</p> <p>(2) エレベーター・エスカレーター 運転時間は午前7時30分頃から午後10時30分頃まで</p> <p>(3) 水景施設 午前8時から午後10時まで。</p> <p>※冬季の閑散期については、運転時間の短縮に伴う終了時刻の変更があり得る。</p>

3 参考資料等（別添）

- ・中央公園平面図